

2023 年 4 月 26 日三位一体労働市場改革分科会

### 三位一体労働市場改革の論点案へのコメント

東京大学社会科学研究所 水町 勇一郎

#### 1. リスキリングによる能力向上支援

- 企業経由の支援から個人への直接支援へ重点を移していく改革の方向性は妥当と思われる。具体的な施策として、雇用保険の教育訓練給付のなかの専門実践教育訓練給付の拡充のみならず柔軟性の高い一般教育訓練給付とのバランスのとれた支援、さらには雇用保険の教育訓練給付と求職者支援法に基づく職業訓練との融合・接続等によって雇用労働者（雇用保険の被保険者）のみならずフリーランスも視野に入れた多様で柔軟な訓練のメニューを提供できるようにすることを検討することも必要ではないか。
- いずれの施策についても、官民の連携およびキャリアコンサルティング等を活用した寄添い型支援の体制整備・機会拡大が、インフラとして重要と思われる。現場のニーズに近いところで訓練を行い、適切な労働移動につなげていく（⇒下記 3.との融合）という視点も重要である。
- 在職中の教育訓練については、教育訓練休暇の付与の奨励など教育訓練が労働者の過重負荷につながらないような政策的対応も必要である。

#### 2. 個々の企業の実態に応じた職務給の導入

- 職務給（ジョブ型雇用）の制度設計においては、狭すぎる職務（ジョブ）は市場と技術の急速な変化のなかで容易に陳腐化してしまうという背景のなかで職務（ジョブ）の広範化・複線化等が進められたという 1980 年代以降の欧米諸国の経験を踏まえ、専門的なスキルを基本としつつ、組織力・マネジメント等も勘案するという視点が重要と思われる。このような視点から提示された多様なモデルのうち、各企業・労使がそれぞれのニーズやパーパスにあったモデルを選択できるようにすることが重要ではないか。
- 職務給の導入の際には、労働条件の明示（労働基準法 15 条等）、就業規則変更の周知・合理性（労働契約法 9 条・10 条）など関係する労働法規を遵守すべきである点、および、職務給の導入後労働契約上明記された職務が消滅したとしても解雇回避努力、人選の合理性、手続の妥当性等が整わなければ解雇を行うことはできない点（労働契約法 16 条参照）には、留意が必要である。
- 給与制度や雇用管理制度等に関する行動計画や情報開示は、コーポレートガバナンス

(株式市場等との連携) という視点のみならず、労働法規範の新たなアプローチという視点からも世界的に重視されつつある(後者の視点からは実効性をいかに確保するか〔企業の責任・義務との接続〕が重要な鍵となる)。日本でもそのような視点が今後重要になってくると思われる。

### 3. 成長分野への労働移動の円滑化

- 自己都合離職者に対する失業給付の給付制限(2か月または3か月)については、制度創設時の目的は今日では相対化している(自己都合離職は今日では必ずしも労働意思の欠如を意味するものではない)が、その廃止はモラルハザード(失業給付の受給目的の就職・離職の繰返し等)を生むリスクがある。その制度設計にあたっては、濫用的に給付を受けようとするケースを排除しつつ、自らの意思で転職をしようとする者を不利益に扱わないようにするという視点も重要ではないか。
  
- 自己都合退職に対する障壁を除去するという方向性は妥当と考えられる。その慣行を見直すための施策として、モデル就業規則の改定による誘導はその第一歩となる考えられる。
  
- 労働移動の円滑化のために、デンマーク等の北欧諸国のフレキシキュリティの取組みは日本にも有益な示唆を与えうる。それらの国では官民が連携した職業訓練・転職支援システムが存在しており、そのような制度的基盤を日本でどのようにして構築していくかが重要な課題となる。

### 4. 多様性の尊重と格差の是正

- 最低賃金額の地域間格差の是正を図ることは、日本の最低賃金の制度的特徴(全国一律でなく地域〔都道府県〕別に設定)に由来する課題である。制度の枠組み自体は維持しつつ格差を是正していくことは、当面の現実的な選択といえるのではないか。
  
- 同一労働同一賃金(不合理な待遇差の禁止〔短時間・有期雇用労働法8条等〕)の徹底のためには、労働基準監督署による調査など執行の強化も考えられるが、同時に、その内容(いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」〔平30・12・28厚労告430号〕)の明確化とさらなる周知を図ることも重要である。また、いわゆる正規労働者と非正規労働者間の不合理な待遇差の是正のみならず、多様な正社員制度(勤務地限定、職務限定、時間限定正社員等)の普及促進を図る観点からも、「同一労働同一賃金ガイドライン」の考え方をフルタイム・無期雇用労働者の賃金・処遇制度に及ぼすことも視野に入れ、広く検討を行うべきではないか。

以上